

古民家レストラン「梨の花」 3月8日(月) リニューアルオープン!

地域再生事業の一環で開設された、本井手の古民家レストラン「梨の花」が、新しいオーナーシェフによって3月8日リニューアルオープンしました。

この店は食事を通してコミュニケーションが図れるお店、地域で生産された新鮮で旬の野菜を使った季節感あふれる料理、地域の情報スペースというコンセプトのお店です。

【問】農林水産課地域再生担当
☎63-1645



▲ 内装・外観ともにリニューアル。ぜひおいでください!

健康・保健・子育て

ポリオ(小児マヒ)生ワクチン投与を実施します

●対象者 生後3カ月から90カ月(7歳6カ月)未満で、2回の接種が終了していない子どもさん

月	日	お住まいの校区
4月	20日(火)	平井小・三小
	22日(木)	八幡小・二小
	26日(月)	一小
	27日(火)	中央小
5月	7日(金)	緑ヶ丘小
	11日(火)	桜山小・有明小
	25日(火)	清里小・府本小

●場所 保健センター2階

●受付時間 午後1時30分～2時30分

●日程 上の表のとおり

●必要なもの 母子健康手帳、予防票(持っていない人は会場でお渡しします)

●注意事項

●投与前後30分は飲食を避けてください。

●下痢をされている子どもさんは投与を控えてください。

●他の予防接種との間隔にご注意ください。

●病気などで治療中の人は、当日の接種が可能であるか、かかりつけの医師にご相談ください。

●予防票の記入は、必ず

ンまたはボールペンで記入してください。

●その他 予防接種にあたり、投与の意思を確認しますので、子どもさんの健康状態がよくわかった保護者が付き添うようお願いいたします。保護者以外(親族)が同伴される場合は、委任状が必要です。事前に保健センターにとりに来てください。

【問】保健センター ☎63・1133

新型インフルエンザワクチン費用の助成申請は3月末までに!

市民税非課税世帯および

生活保護世帯の人を対象に、新型インフルエンザワクチンの接種費用を助成しています。対象者で、まだ申請が済んでいない人は、3月末までに保健センターで申請してください。(期限厳守)

●申請時に必要なもの

●市民税課税証明書または生活保護証明書・新型インフルエンザ予防接種済証(または接種記録が記載の母子健康手帳)・領収書(証)・通帳のコピー(表紙内側の名義人などが書かれたページ)・印鑑

【問】保健センター ☎63・1133

第58回荒尾市民病院公開講座

ロコモティブシンドローム

とは、骨、関節、筋肉などの運動器の衰えにより、くらしの中の自立度低下や寝たきりになる危険の高い状態(通称ロコモ)をいい、メタボとともに近年注目されています。今回は、ロコモの現状とチェック方法、予防の体操などを紹介します。

どを紹介しします。

●日時 3月30日(火) 午後3時～4時30分

●講師 健康管理センター 鶴田敬一郎 医師

●場所 市民病院 健康管理センター(南病棟栄養科指導室)

●参加費 無料

※事前申込不要

【問】市民病院看護部長室 ☎63・1115(内) 230

愛の献血(3月)

●24日(水)

▽荒尾消防署

午前9時30分～11時30分、12時30分～午後3時30分

●31日(水)

▽第一製網

午前9時30分～正午
▽荒尾中央病院

午後1時30分～4時
※ただし、40ミリリットルのみ、体重50キログラム以上の人

【問】保健センター ☎63・1133

子どもたちの笑顔があふれる荒尾に！ 学校教育へのご理解とご支援をおねがいします



もうすぐ新しい新学期！
明るく楽しい学校生活への支援をしましょう

希望に満ちた新学期へ向け、子どもたちを励ましましょう

■ 4月8日（木）から、平成22年度の新学期が始まります。子どもたちには、それぞれが希望を持って新しい学年や学級での学校生活に大いにがんばってほしいものです。

私たち大人は、子どもたちが未来に向けて希望を持ち新学期への心構えと学ぶ意欲をしっかりと持って、明るく元気で生き生きと学校生活を送ることができるよう、励まし見守っていきましょう。

■ 家庭、地域の宝である子どもたちが健やかに成長するよう、学校・家庭・地域が連携を一層深めながら、児童生徒の健全育成に努めましょう。そのために、教育委員会では子どもを取り巻くより良い環境づくりや社会教育の充実を図ります。地域のみなさんのご理解とご協力、ご支援をよろしくお願いします。

人材育成は家庭および地域ぐるみで取り組みましょう

■ 子どもの健全育成をめざし、家庭・地域の連携を図りましょう
 ■ 明るくさわやかなあいさつと会話を交わしましょう。
 ・ 登下校の子どもたちへのあいさつ・声かけを地域でお願いします。

■ 子どもの登下校の安全確保にご協力をお願いします。
 ・ 子ども会活動、地域の伝統行事などへの参加機会を設けましょう。

■ 子どものことで気づいたら…
 ・ 良い行いやがんばりに対して、認め・ほめ・励ましましょう

■ いたずら、いじめ、暴力行為、非行などに対してその場で注意・指導をしましょう。注意が難しい時は、家庭や学校に知らせましょう。

■ 児童虐待に気づいたら…
 ・ 学校や市教育委員会、市役所福祉課などの関係機関に通報しましょう。

■ 子育ての悩みをお持ちの保護者がいたら…
 ・ 子育ての親の悩みを聞いたりアドバイスをしたり、適当な相談先を紹介したりして地域で支援しましょう。

教育に関するお悩みはお気軽にご相談ください
 いじめや不登校などの悩みをお持ちの方は、下記へご相談ください
 ■ 電話相談 ☎ 63-1659（教育委員会教育振興課内）



空気が乾燥し火災が発生しやすい季節、有明広域消防本部管内においても火災が多発しています。

火災は、住民に最も身近な災害で、いったん発生すると貴重な人命と財産を一瞬のうちに失い、また延焼拡大した場合は甚大な被害を発生させる恐れがあります。火災の出火原因は、

こんろ、たばこ、焼却火が上位を占め、火を取り扱う人のちょっとした気の緩みから火災が発生しているケースが大半を占めています。

今一度、火の取り扱いに注意し、万が一のため、消火器具を備えておきましょう。



また、火災による死者の8割は住宅から発生していて、住宅火災により亡くなった人の約5割が「発見の遅れ」によるものです。

住宅用火災警報器は、火災による煙や熱を感知して警報音で知らせてくれるので、火災の早期発見に大変有効です。大切な命を守るために、住宅用火災警報器を早期に設置しましょう。

【問】有明広域行政事務組合消防本部
 ☎ 73-5273

火災のときは119番！

住宅用火災警報器 県内の既存の住宅では、平成23年5月31日までに設置が義務付けられています

